

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		使用料の減免
根拠法令及び条項		新座市都市公園条例第25条 市長は、公用又は公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。
所管部課係名		まちづくり未来部みどりと公園課公園係
審査基準	審	新座市都市公園条例施行規則第15条 条例第25条による使用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。 (1) 市が公用で利用する場合 免除 (2) 公益財団法人新座市スポーツ協会が主宰する春季及び秋季大会の行事として利用する場合 免除 (3) 市内小中学校が教育活動として利用する場合 免除 (4) 公共的と認められるもので、市が共催する事業として利用する場合 免除 (5) 公共的と認められるもので、市が後援する事業として利用する場合 2分の1減額 (6) 有料の公園施設の設置目的の範囲内の利用で、市長が特に必要と認める場合 2分の1減額又は免除
	査	
	基	
	準	
	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (新座市都市公園条例施行規則第15条により既に基準が言い尽くされている)
	参考事項	
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 10日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)